

障害者

就労支援員に研修義務

雇用と福祉の連携で

厚生労働省は17日、障害者の就労支援に当たる職員向けの新しい研修の概要を明らかにした。900分(3日以内)のカリキュラムとし、一部の障害福祉事業所職員に受講を義務付ける。研修の開始時期や、どのような方法で義務付けるかは未定で、全容は今年の夏までに固める。

(福田敏吉)

新研修の創設は「障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会」(座長＝駒村康平・慶應義塾大学教授)が2021年6月の報告書で打ち出したもの。その後、作業部会が詳細を詰めた結果を同日の同検討会に報告した。

研修の目的は、障害者と企業の双方に必要な支援ができるよう分野横断的な基礎知識を身に付けること。

現行の研修は障害者への支援が中心で、障害者を雇う企業支援の視点は薄い。新研修では、障害者のニーズや状況の変化に応じて、福祉事業所と企業の間を行き来することも支

える人材を育てる。受講を義務付けるのは障害者総合支援法に基づいた「就労移行支援」「就労定着支援」の事業所で働く支援員、障害者雇用促進法に基づく「障害者就業・生活支援センター」の就業支援担当者と生活支援担当者。

これらの合計は最大1万1800人推計で、新研修導入から3年以内の受講を求め、年間約3900人が受ける体制づくりが課題となる。就労継続支援A型事業、B型事業に従事する職員には

受講を義務付けない。実施主体は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(千葉市)やシヨブコーチ研修の実施機関とする。現行の研修は受講するかどうかは任意。受けた検討会委員からは「なぜ就労継続A型、B型の職員を受講義務から外すのか」「報酬の加算などインセンティブが不可欠だ」といった意見が上がった。

福祉新報
1/25